



# KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

## 新年のご挨拶

所長・弁護士 山下江

新年明けましておめでとうございます。



混沌とした政治状況のなかで、新しい年を迎えております。果たして、不況からの脱出・経済の活性化は実現されるのか、原発や平和はどうなるのか、不安定な世の中です。

企業法務を巡っては、融資返済の一時猶予などを可能にしていた中小企業金融円滑化法が3月に期限切れを迎えようとしており、同法の適用を受けていた会社をどのように救済するか、あるいは、破産手続により経営者の再出発を計るしかないの

かが問題となっております。

昨年講演を聞き、読んだ本に『フローカンパニー』があります。ロンドンオリンピックの日本勢の活躍を裏で支えたスポーツドクターである辻秀一先生が、フローの心(揺らぐず、とらわれず)を企業経営や生活に生かし、パフォーマンスを最大限にしようとするものです(辻メソッド)。参考にさせていただければと思います。

当法律事務所は、企業様がかかえる様々な問題に対し、機動力と総合力で対応・支援してまいります。

本年も、よろしく申し上げます。

## 弁護士 ON・OFF 第 16 回

弁護士 松浦 亮介

弁護士会の登山サークルに所属しており、年に数回ほど山に登っています。

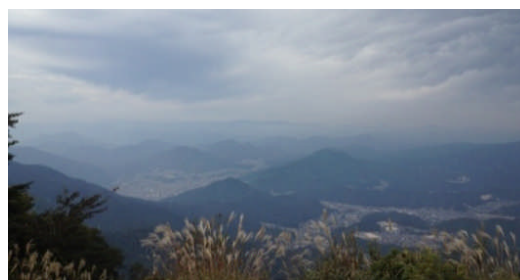
登山といっても、春から秋にかけて、標高も1000未満～2000メートル弱くらいのところが中心で、危険なものではありません。

それでも、山へ行くときは、登山靴をはき、ザックには水・弁当、行動食のほか、雨具や応急セットなどを詰めるなど最低限の準備をすることになります。

何が嬉しくてわざわざそんな準備までして山に行くのか理解できない、と言う人もいますが、準備をして臨むと、「登山靴だから疲れにくいし滑りにくいはずだし、雨が降っても雨具がある・・・」といった具合に軽い万能感とでもいうような感覚も出てきて、それはそれで登山を楽しんでいる要素の一つになっているように思います。

とはいえ、体力に自信がある方ではないので、登っていると疲れてしまい、それこそ何故わざわざ登っているのか、という身も蓋もない思いがよぎることもあります。それでも、山の中を歩いていると街中では得られない独特の心地よさがあり、多くの場合、山を下り終わったころには少し寂しさを感じるものです。

今年も、山へ行く際には準備を整え、安全に楽しみたいと思います。



白木山(広島市安佐北区)の頂上からの眺め



## 弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第16回

### 債権回収の様々な手法

#### 4 相手方が無資力の時はどうするか？

① 今までに述べました「現実化の方策」「現実化の方策」の中で使えるものは使います。その他のものとしては以下の方法があります。

##### ② 債権者代位権の行使

債務者がその財産権を行使しない場合に、債権者がその債権を保全するために、債務者に代わってその権利を行使して、債務者の責任財産の維持・充実を図る方法です。

行使のためには次の3つの要件を満たす必要があります。

i 債権者が自己の債権を保全する必要があること。(債務者の無資力。ただし、保全されるべき権利が登記請求権である場合のように、転用型は無資力要件は不要です。)

ii 債務者が自らその権利を行使しないこと。債務者が自ら訴訟をしたが不適當な方法でやったため敗訴したというような場合、それがいかに債権者に不利益であっても、債権者にはもはや代位権行使の余地はありません(最判昭28.12.14)。

iii 債権が原則として弁済期に達していること。

##### ③ 詐害行為取消権(債権者取消権)の行使

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消を裁判所に請求できます。債務者による詐害行為の効力を否認し、逸出した財産を取り戻すこととなります。

判例(最判昭39.11.17)をひとつ。

債務超過の債務者が、特にある債権者と通謀して右債権者のみに優先的に債権の満足を得させる意図で自己の有する重要な財産を右債権者に売却して、右売買代金債権と右債権者の債権とを相殺する旨の約定をした場合には、たとえ右売買価格が適正価格であるとしても、右売却行為は詐害行為になる。



#### 5 危険な兆候の見分け方

相手方の倒産により、当方の債権の回収ができなくなる前に、相手方の危険な兆候を発見し、回収不能となる売掛債権を発生させないようにすることが重要です。その兆候のいくつかを挙げます。

① 取引先の事務所、工場の雰囲気がゆるんでいる、活気がない。ほこりをかぶった場所がそのままになっていたり、壁の紙が黄色になっている。

② 経営者が不在がち(資金繰りのために走り



回っている可能性が高い) であるとか、突然態度が大きくなったりする (経営の苦しさを隠す)。

③従業員の動き (退職者が多い, 経理が良く変わるなど)。

④注引量が急に増える。これは, 他の取引先から取引を拒否されているから当方に回ってきたのかも知れません。また, 取り込み詐欺の可能性もあり, 要注意です。

⑤取引先の異常な安売り, 出血受注。これは, 倒産後の処理のために, 無理をして現金を作っている可能性があります。

⑥不動産に担保が幾重にもついていること。特に, 高利の金融業者名の担保が付いていれ

ば要注意です。通常の金利では金を貸してもらえないような経営状態なので高金利に手を出さざるを得なくなったことを示している可能性があります。

⑦支払条件の変更要請 (延期), 手形の書き換えによる支払猶予の申し入れ。

⑧取引先の主な取引先の倒産。同倒産により取引先自身が連鎖倒産する可能性があります。

⑨悪いウワサが出始め, その回数が多くなった。例えば, 取引銀行の交替, 第二会社への資産移転, 粉飾決済, 高利に手を出したなどのウワサです。

## 事務局コラム 第16回 「癒しのアロマ」

H. M

体の不調やストレスを感じる時, 気分転換をしたい時には, よくアロマを使用します。リラクゼーションやストレスケアの他, 美容や健康維持, 疲労回復に役立てることが可能として注目されるアロマですが, 精油 (エッセンシャルオイル) の種類は約 300 種類にも及ぶと言われています。

アロマには様々な楽しみ方がありますが, 私がよく使用する方法は, 「芳香浴法」といい, 電気式芳香器を使用し, 精油を拡散させ, 香りを楽しんでいます。特にお気に入りの精油は「レモンユーカリ」です。

この精油は, ユーカリの一種, ユーカリ・シトリオドラ (Eucalyptus citriodora) より抽出されますが, レモン特有のさわやかな香りが部屋の中に広がり, さらにフレッシュなユーカリの香りで, 頭がすっきりし, 気持ち

を穏やかにしてくれます。レモンユーカリの効能は, 虫除けとしても活躍しますが, 風邪予防の効果もあるため, これからの季節にうってつけのアロマかもしれません。自然のパワーを体感されたい方は, ぜひ一度お試しください。



お気に入りの癒しグッズたち



## 法律事情なう

### ◆会社の破産・整理専門サイトオープン！

<http://www.hiroshima-hasan.com>

**広島県の弁護士による会社の破産・整理のご相談**

運営：山下江法律事務所 広島電鉄縮景園前駅 徒歩1分

ご相談予約 年中無休 7~24時 なやみよまるく  
専用ダイヤル ☎ 0120-7834-09

HOME | 当事務所の特徴 | 「破産」は経営者を守るもの！ | 当事務所の委任事例 | 法人破産手続きの流れ | 倒産・再生処理の種類 | 民事再生  
| 破産手続き | 特別清算 | 従業員に対する対応 | 破産した経営者の生活を守る！ | ご相談の流れ | 法人破産の費用 | アクセスマップ

### 破産は会社経営者にとって 人生をやり直すための第一歩です

破産したら、すべてを失うと思いませんか？  
弁護士があなたの再出発をサポートします。



山下江法律事務所は、中四国最大級の法律事務所です。  
全力投球であなたの人生を応援します。  
ご自身やお知れ合いがお困りのときはどうぞお気軽にご相談下さい。

不況と言われて久しい昨今、山下江法律事務所では、経営悪化した会社経営者の再出発の機会と、従業員の生活を守るべく、「会社の破産・整理専門サイト」をオープンしました。会社経営に不安を感じている経営者には、一刻も早くご相談にいらっしゃるよう勧めてください。早めの対応だからこそできることがあります。

### ◆企業法務セミナー開催のご案内

#### ・第7回：平成25年1月24日（木）

講師 弁護士 柴橋修「不動産取引における注意点」

日時：平成25年1月24日（木）18：30～20：30

会場：広島パシフィックホテル（中区上八丁堀 8-16）

受講料：顧問会社様 無料（複数名可）

一般 1名様につき 5,000円

特典：セミナー後1ヶ月以内の相談が1時間無料

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト（トップ>セミナー案内）をご参照ください。

#### ・第8回：平成25年5月23日（木）

講師 弁護士 山下江 テーマ“労務問題”

#### ・第9回：平成25年9月26日（木）

講師 弁護士 田中伸 テーマ“不正競争防止法”

### ◆相続アドバイザーによる相続セミナー

山下江法律事務所の所長山下江が顧問を務める一般社団法人人生安心サポートセンターきらりの「きらり終活セミナー」で弊事務所相続アドバイザー黒田文によるセミナーが開催されます。

日時：平成25年1月29日（火）14：30～16：00

会場：広島商工会議所ビル8階きらり会議室（中区基町 5-44）

参加費：1,000円（初回参加者、きらり会員・準会員は無料）



当事務所では、NPO 法人相続アドバイザー協議会の認定会員（20講座40時間の課程を修了）3名が、相続に関する無料相談を行っています。



**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652

電話受付：年中無休 7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

E-MAIL：info@law-yamashita.com メール受付：年中無休 24時間対応